

④電子成果品作成費	④電子成果品等作成費	参3-1-1 1-1-3 標準歩掛を適用する地質調査
「特別調査等」	「土木工事積算単価」	参3-2-3 1-1-4 その他(3)
(2) 積算例 1) パイプ歪計の数量 N(本数) = D(深度m)	(2) 積算例 1) パイプ歪計の数量 N(本数) = D(深度m) (小数点以下切捨て)	参3-2-9 5-1-1 「パイプ歪計」の積算例
1-1-2 設計延長の控除 全文	削除 ※積算基準の運用(積算参考資料Ⅱ)第4編 設計業務等 第1節 道路計画・設計 1-2-2 割増の運用 3) 延長の補正による。	参4-1-1 1-1-2 設計延長の控除
(2) 標準設計の利用 平成29年7月21日付け通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」において道路橋示方書が改定されており、使用にあたっては十分注意する。	(2) 標準設計の利用 道路橋示方書が改定されており「標準設計を利用する場合の補正」の使用にあたっては十分注意すること。	参4-1-47 4-3 標準設計の利用
第9節 砂防構造物設計 9-1 積算例 全文	削除 ※積算基準の運用(積算参考資料Ⅱ)第4編設計業務等 第3節 砂防構造物設計による。	参4-1-66 ～参4-1-69 第9節砂防構造物設計
第5編 調査, 計画業務	全て削除	(参1) 参5-1-1～ 参5-1-2 第5編調査, 計画業務
付録	削除	巻末

2 「設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書(参考資料)令和5年度版」の改定、正誤

「設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書(参考資料)令和5年度版」に改定、正誤がある場合は、次表に記載した内容について、適用する。

掲載頁	改定前(訂正前)	改定後(訂正後)	適用日等																																
2-1-5	<p>(1) 諸経費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3 -0.113</td> <td>40.8%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする			A b		率又は変数値	59.9%	285.3 -0.113	40.8%	<p>(1) 諸経費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>100万円以下</th> <th>100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td>(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2 -0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする			A b		率又は変数値	82.5%	290.2 -0.091	60.6%	R6.5.1
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの																																
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																
		A b																																	
率又は変数値	59.9%	285.3 -0.113	40.8%																																
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下	3000万円を超えるもの																																
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする																																
		A b																																	
率又は変数値	82.5%	290.2 -0.091	60.6%																																